最終更新日:2016年9月27日
(株)ブロードバンドタワー
代表取締役会長兼社長CEO 藤原　洋
問合せ先:内部統制室
証券コード:3776
http://www.bbtower.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を果たしていくためには、
透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を
追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を、
経営の最重要課題の一つと位置づけて積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンスコードの基本原則を実施し、遵守しております。
また、当社は、コーポレートガバナンスコードの「原則」、「補充原則」を含むすべての原則を実施すべく取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組みについては、本報告書の「監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」、「IRに関する活動状況」及び「内部統制システム等に関する事項」を御参照下さい。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社インターネット総合研究所	11,229,500	21.63
ヤフー株式会社	1,304,500	2.51
株式会社SBI証券	1,041,900	2.00
日本証券金融株式会社	920,000	1.77
チャールズ　レーシー	906,000	1.74
松井証券株式会社	611,100	1.17
後和　信英	450,200	0.86
マネックス証券株式会社	435,600	0.83
THE BANK OF NEW YORK 133522(常任代理人　株式会社みずほ銀行決裁営業部)	405,700	0.78
鶴岡　秀吉	385,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村井　純	学者											○
西本　逸郎	他の会社の出身者											○
千葉　哲範	公認会計士											○
濱田　邦夫	弁護士											○
島　桜子	学者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井　純		○	慶應義塾大学の環境情報学部長である。 湘南藤沢インキュベーション株式会社の取締役である。 株式会社ワイドリサーチの代表取締役である。 有限会社情報空間研究機構の代表取締役である。 アカデミーキャピタルインベストメンツ株式会社の取締役である。 楽天株式会社の社外取締役である。	日本のインターネット分野の第一人者としての長年の経験と知見を有しております。また、他社における代表取締役や社外取締役の経験に基づき、取締役会における専門的見地による適切な助言を期待できるところから、引き続き、社外取締役候補者といたしました。 なお、当社社外取締役就任期間は、4年となります。
西本　逸郎		○	株式会社ラックの取締役 兼 専務執行役員CTO 兼スマート・ビジネス・ファクトリGMである。 ネットエージェント株式会社の取締役である。	株式会社ラックの専務執行役員CTOの他、インターネットセキュリティ全般に関する経験と知見を持つ第一人者の一人であり、これらの豊富な経験や実績をもとに、社外取締役としての適切な助言を期待できることから、引き続き、社外

				取締役候補者といたしました。 なお、当社社外取締役就任期間は、1年となります。
千葉　哲範	○	○	株式会社インタービジコムの代表取締役である。 アクタスマネジメントサービス株式会社の代表取締役である。	公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有し、平成16年9月に当社監査役に就任以来、11年間在任し、社外監査役としてコーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実に貢献して頂いていることから、社外取締役候補者といたしました。
濱田　邦夫	○	○	日比谷パーク法律事務所の客員弁護士である。 日本コアパートナー株式会社の社外取締役である。 くにうみアセットマネジメント株式会社の社外取締役である。 くにうみ森林発電株式会社の社外取締役である。 株式会社陽光の監査役である。 京浜急行電鉄株式会社の社外監査役である。 エスアイピー・フィナンシャル・グループ株式会社の社外監査役である。 ストラテジック・アイアール・インサイト株式会社の社外監査役である。 イハラケミカル工業株式会社の社外取締役である。	弁護士として培われた専門的な知識・経験を有し、最高裁判所判事や他社において経営に携わるなど、豊富な経験や知見により、社外取締役として適切な助言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。
島　桜子	○	○	一般社団法人　日本政策学校の理事である。 株式会社　島桜子事務所の代表取締役である。 一般社団法人　チャレンジド・クリエイティブラボの代表理事である。 国立大学法人電気通信大学女性研究者支援室特任教授である。 川崎市「かわさきパラムーブメント推進フォーラム」の委員である。 一般社団法人国際文化都市整備機構の理事である。	行政分野において、政策担当秘書など豊富な経験を有し、社外取締役として適切な助言を期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

1）監査等委員会の事務局に専従者を配置することとする。
2）監査等委員である取締役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員である取締役と協議の上、監査等委員である取締役の要請を尊重し任命することとする。
3）当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、給与の改定、懲戒処分及び人事考課については、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会社の業務及び財産の状況の調査その他職務の遂行にあたり、効率的な監査を実施すべく、内部監査担当者と緊密な連携を保ち、また、内部監査担当者より、内部統制システムに係る当社の状況とその監査 結果について定期的に報告を受けます。なお、監査等委員と内部監査担当者は、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、内部監査の概要を報告するとともに、会計監査計画及び実施された会計監査の結果等について聴取を行い、意見交換を実施いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社では、社外取締役である村井純、西本逸郎及び監査等委員の千葉哲範、濱田邦夫、島桜子の5名を独立役員としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的とし、
ストックオプション制度があります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年6月期の事業報告において、取締役（社外取締役を除く。）、社外役員に区分し、支給人数及び支給総額を開示しております。
役員ごとの報酬については、1億円以上の役員がいないため省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によってそれぞれの総額を決定する旨定款に定めております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報 酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査等委員会の協議により決定することとしております。
また、平成28年9月16日開催の第17回定時株主総会において、今般、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、新たに普通株式を用いた譲渡制限付き株式の付与のための報酬を支給する事を決議頂きました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額3千万円以内（うち社外取締役には年額5百万円以内。但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいたしました。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することになります。
更に、同じく、監査等委員である取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役に対し、新たに普通株式を用いた譲渡制限付き株式の付与のための報酬を支給する事を決議頂きました。監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額5百万円以内とする決議を致しました。なお、各監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することになります。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局、監査等委員会事務局を設置し、各役員のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンス体制の充実を、経営の最重要課題と位置づけて 積極的に取り組んでおります。 当社は、取締役会・常勤役員会を設置しております。また、社外取締役を任用することにより、業務執行役員等への監視・監督の強化を図っております。 当社の取締役会は、原則毎月1回開催し、現在において取締役14名で、内5名は社外 取締役で構成しており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、組織及び人事に関する意思決定、ならびに当社 及び子会社の業務執行の監督を行っております。 取締役会の意思決定を要する重要事項については、事前の審議機関として常勤役員会を設置し、定例

で毎週1 回開催しております。メンバーは、常勤取締役で構成されております。 当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、定期的に開催する予定であります。 監査等委員は、取締役会に出席し、経営全般または個別案件に関する客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、監査等委員会で立案した監査方針に従い、取締役の業務執行に対しての適法性を監査いたします。なお、監査等委員会、内部監査担当部門、内部統制担当部門及び会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなどの連携により、監査機能の向上に努めてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成27年9月の定時株主総会の決議を経て、会社の機関変更を行い、取締役会の他、監査等委員会へ移行いたしました。当社は、社外取締役（うち、監査等委員3名）を任用するとともに、取締役による相互監視及び監査等委員会による監査により経営の監視・監督機能の確保が行えるものと考え、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法により議決権を行使できることとしております。
その他	株主総会終了後に事業報告会を開催し、決算報告および今後の戦略について説明しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、当社の事業・業績について説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催、 アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、業績及び 今後の事業方針について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	事業紹介、IRカレンダー、決算短信・決算説明会資料、株主通信などの 各種資料、決算説明会映像、株式情報などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR業務は経理グループの業務分掌に属しているため、 経理グループにIR担当の専任担当者を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社を取り巻く皆様からの信頼を得るとともに、企業の社会的責任を果たすため、 コンプライアンス規程および行動規範にその内容を定めており、 コンプライアンス委員会によりコンプライアンスプログラムを推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、IRポリシーを策定しており、全ての株主・投資家の皆様に対し、 公平性・正確性・迅速性を基本に、金融商品取引法等の関連法令や 東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施しております。
その他	内部管理体制について 企業のコーポレートガバナンスの潮流は大きく変わろうとしています。当社では、企業価値の向上を図り、企業の社会的責任を果たし、社会やステークホルダーから高い信頼や誠実な企業として認識を得るためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営を追求することが不可欠であると考えており、コーポレートガバナンス・コードに対応した体制整備を、経営の最重要課題と位 置づけて積極的に取り組んでまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり定めております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、取締役及び使用人が法令、定款及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとする。また、その徹底を図るため、取締役及び使用人のコンプライアンス教育等を行うものとする。
b）コンプライアンス体制を整備するとともに、内部監査担当部門による内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性を確保するものとする。
c）取締役が当社取締役及び使用人による法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に直ちに取締役会に報告できるよう連絡体制を確立し、そのための規程を定めるものとする。
d）法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制の一環として内部通報制度を整備し、コンプライアンス規程を定め当該規程に基づきその運用を行うこととする。

2）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a）職務権限規程並びに業務分掌規程に基づいた妥当な意思決定ルールを定め、その運用を図るとともに運用状況を定期的に検証するものとする。
b）経営計画のマネージメントについては、各業務執行部門において経営理念を機軸に予算管理規程に従い策定される年度計画に基づき目標達成のために活動することとする。また、全社並びに各業務執行部門の予算管理及び月次・四半期の業績管理により適切な対策を講じるものとする。

3）当社の取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制
a）取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電子媒体により保存するものとする。
b）取締役の職務に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で、保存・管理し、常時閲覧可能な状態とする。また、必要に応じて、運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

4）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a）リスク管理体制の基礎として、当社グループを対象とするリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
b）当社グループに不測の事態が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急連絡体制を確立させるとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害及び被害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a）当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い、子会社が一定の重要事項を行う場合には、当社による決裁・当社への報告制度により子会社の経営の監督を行うものとし、定期的に当社内部監査担当部門による監査を実施する。
b）当社グループ間取引については、市価を基準として公正に行うことを方針としている。
c）取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、代表取締役に報告するものとする。代表取締役は、当社の内部監査担当部門に監査及び調査の指示を行う。内部監査担当部門は監査及び調査結果を代表取締役へ報告すると共に監査等委員である取締役にも報告を行う。その内容に対して、監査等委員である取締役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。
d）当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社は、当社の経営理念を基軸に当社の予算管理規程に従い、策定される子会社の年度計画に基づき、目標達成のために活動することとする。また当社並びに子会社の各業務執行部門の予算管理及び月次・四半期の業績管理により連結ベースの適切な対策を講じるものとする。
e）当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためブロードバンドタワーグループ行動規範を定め、その周知徹底をはかるものとする。

6）当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項
a）監査等委員会の事務局に専従者を配置することとする。
b）監査等委員である取締役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査等委員である取締役と協議の上、監査等委員である取締役の要請を尊重し任命することとする。
c）当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、給与の改定、懲戒処分及び人事考課については、監査等委員会の意見を徴し、これを尊重するものとする。

7）当社の監査等委員会への報告に関する体制
a）当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、当社の取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社の監査等委員会に都度報告するものとする。
b）当社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。
c）当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令・定款違反に関する事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会と情報共有するものとする。
d）当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制を構築し、周知徹底するものとする。

8）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
a）当社は、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が前項の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

9）当社の監査等委員の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
a）当社の監査等委員の職務執行について生じる費用又は債務の処理に関しては、監査等委員会に関する当社の社内規則にて管理し、当該費用又は債務が当社の監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。

10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a)監査等委員である取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、相互の意思疎通を図るために定期的に意見を交換する。
b)内部監査担当部門を通じ、監査等委員である取締役と当社グループ会社の監査役との連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制を構築する。

当社の運用状況について、次のとおりであります。
内部統制システム全般:
・当社は、「ブロードバンドタワーグループ行動規範」を定め、当社及び子会社へ周知する事で、グループ各社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。また、取締役及び従業員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンスに対する意識向上に努めております。
・当社は、四半期に1回開催されるグループ社長会、及び毎月1回開催されるコーポレートガバナンス委員会において重要事項の報告及び連絡を行い、情報共有を実施することでグループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。
・当社は、「コンプライアンス規程」を定め、グループ内部通報制度を構築し、問題の早期発見に努めると共に、制度を利用した報告者が不利益な取り扱いを受けないよう定めております。
・当社の内部監査担当部門である内部統制室は、法令や定款、社内規程等への適合や効率的職務遂行の観点から、当社の各部門およびグループ各社について、定期的に監査を行い、その結果を代表取締役及び監査等委員へ報告しております。

リスク管理体制:
・当社は、当社グループの損失の危機を管理するため、「リスク管理規程」を定め、定期的なリスクアセスメントを行い、管理責任者を中心としたリスク管理体制を構築し維持しております。

取締役の職務執行:
・当社は、「ブロードバンドタワーグループ行動規範」を定め、取締役が法令及び定款を遵守するよう徹底し、また、複数名の社外取締役を選任して監督機能を強化しております。

監査等委員の監査体制:
・監査等委員は、取締役会に出席し、内部統制の整備、運用状況を確認すると共に、取締役の職務執行に関して意見を述べております。また、月に1回開催される内部監査部門との会議に出席して当社の業務または業績に影響を与える重要な事項についての報告を受けているほか、子会社の監査役とも定期的に連携しており、当社グループの効率的な監査が実行出来る体制を構築しております。
・当社は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員監査基準」に基づき、監査等委員に報告すべき事項につき、当社の取締役及び使用人並びに当社グループの取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制を構築しております。また、監査等委員の職務執行について生じる費用又は債務を負担し、適切に管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。また、顧問弁護士等の外部の専門家とも連携し、体制を整備する。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

